

別添資料 (全体版)

2025年（令和7年）4月

日本弁護士連合会

相談件数・相談者数

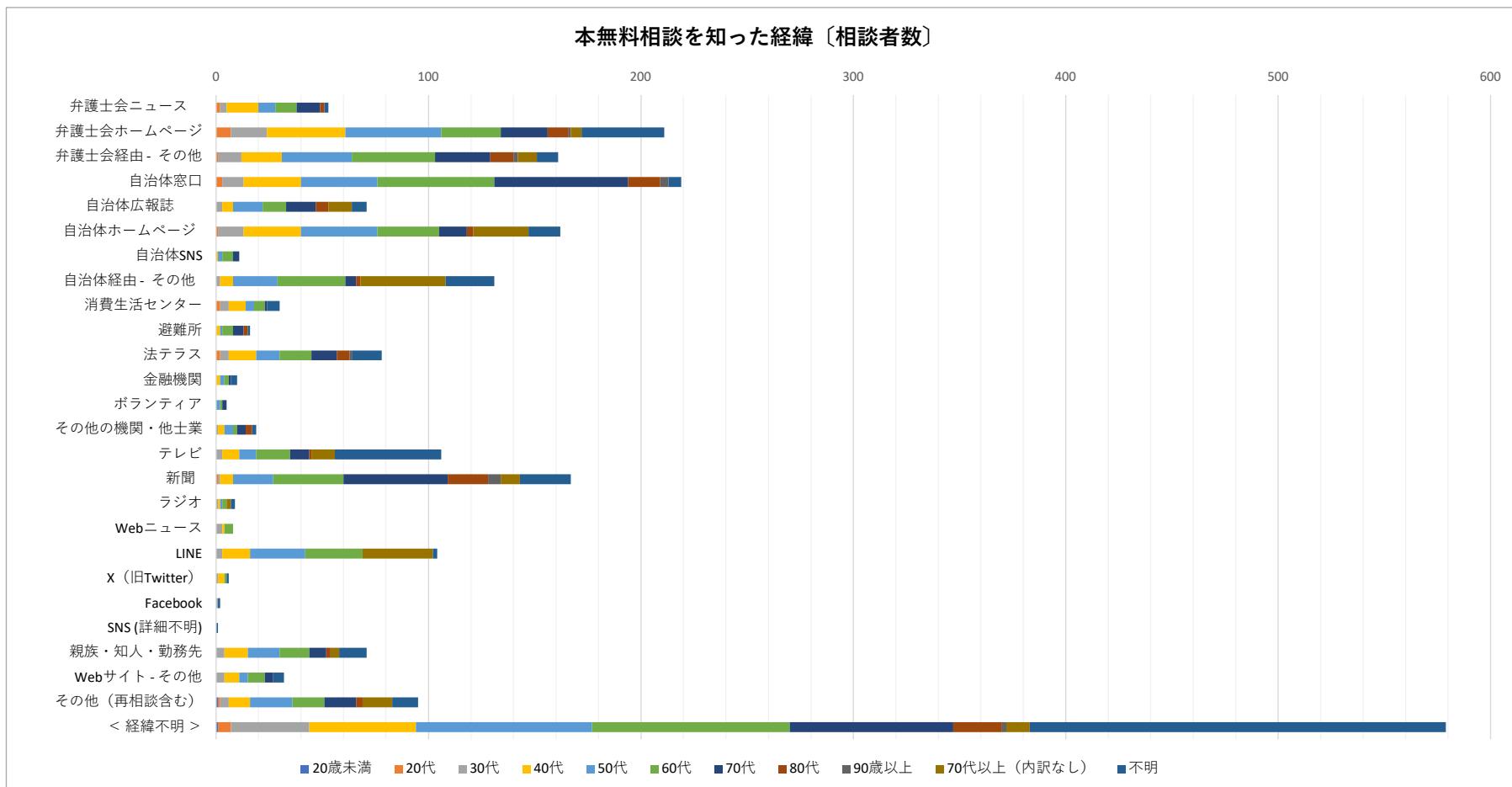
相談を担当した弁護士の所属会・弁連	相談受付方法・相談方式				
	電話相談	センター型面談相談	出張型面談相談	担当弁護士の事務所相談	ウェブ受付電話相談
1 金沢弁護士会	459	0	2	5	2
2 富山県弁護士会	136	9	323	1	0
3 新潟県弁護士会	0	0	0	0	0
4 福井弁護士会	0	0	2	0	0
5 東京三会	1,213	0	0	0	2
6 近畿弁連	157	0	9	0	6
7 中部弁連	3	0	6	0	1
8 中国地方弁連	1	0	1	0	0
9 関弁連（東京三会以外）	10	0	5	0	1
10 四国弁連	0	0	3	0	0
合計	1,979	9	351	6	12

総相談件数	2,357
-------	-------

災害関連相談件数	2,275
----------	-------

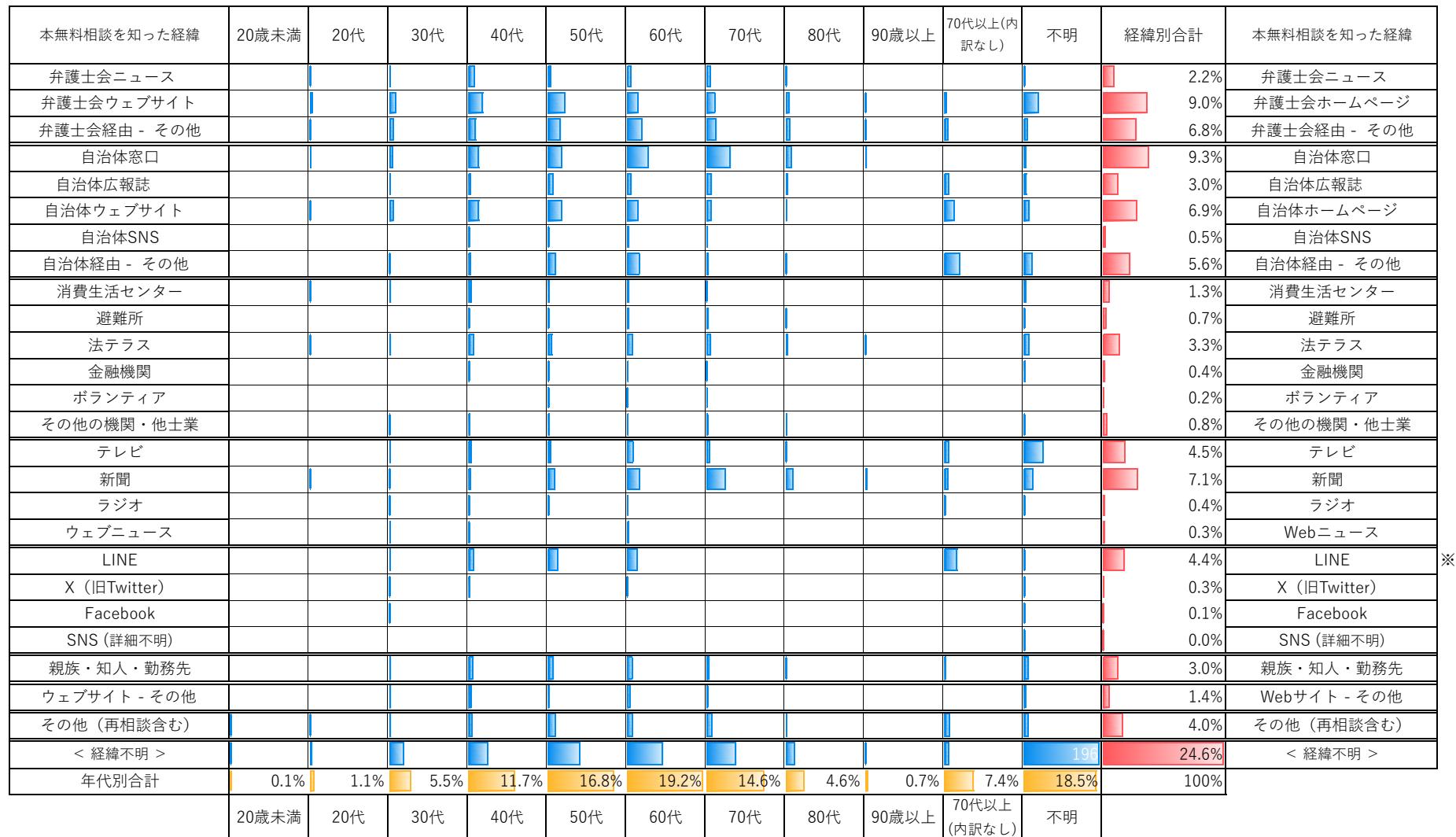
※総相談件数から「災害と関連なし」「分類不能」の各件数を除いた件数

※金沢弁護士会による石川県内の面談相談データは、現時点で日弁連において収集できていないため、本集計及び分析の対象に含まれていない。また金沢弁護士会実施の電話相談についても、その一部は本集計及び分析の対象に含まれていない。



※LINE（全104件）中103件は、富山県弁護士会の相談票形式より、自治体LINEであると思われる。

本無料相談を知った経緯〔年代別・経緯別の割合〕

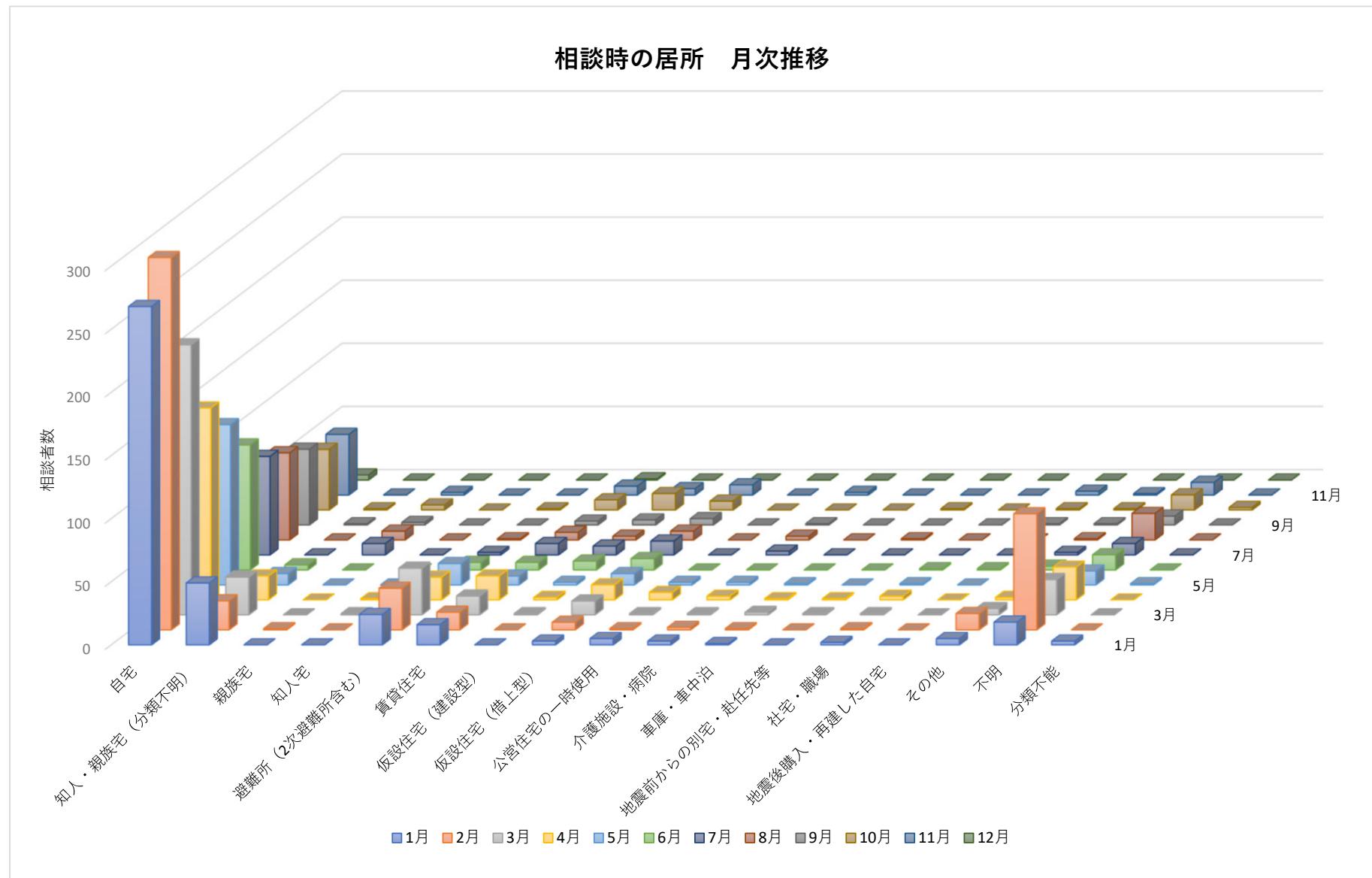


※LINE (全104件) 中103件は、富山県弁護士会の相談票形式より、自治体LINEであると思われる。

相談者の居所の割合・月次推移

相談時の居所	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	居所別合計
自宅	67.5%	61.2%	61.5%	57.4%	65.8%	66.9%	60.0%	58.0%	70.6%	48.5%	55.8%	80.0%	1462
知人・親族宅（分類不明）	12.3%	4.8%	8.6%	7.2%	4.7%	2.7%	0.0%	0.0%	1.2%	1.0%	0.0%	0.0%	136
親族宅	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.9%	5.9%	2.4%	4.0%	2.3%	0.0%	25
知人宅	0.0%	0.0%	0.3%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2
避難所（2次避難所含む）	6.0%	6.8%	10.6%	6.8%	8.8%	4.1%	1.5%	0.8%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	139
賃貸住宅	4.0%	2.9%	4.3%	7.2%	3.6%	4.1%	6.9%	5.0%	3.5%	8.1%	8.1%	20.0%	111
仮設住宅（建設型）	0.0%	0.0%	0.3%	0.8%	1.0%	4.7%	5.4%	2.5%	4.7%	13.1%	5.8%	0.0%	44
仮設住宅（借上型）	0.8%	1.2%	3.2%	4.5%	4.7%	6.1%	8.5%	5.9%	5.9%	7.1%	9.3%	0.0%	88
公営住宅の一時使用	1.3%	0.2%	0.3%	2.3%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15
介護施設・病院	0.8%	0.4%	0.3%	1.1%	1.0%	0.0%	2.3%	2.5%	1.2%	0.0%	2.3%	0.0%	20
車庫・車中泊	0.3%	0.2%	0.6%	0.4%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6
地震前からの別宅・赴任先等	0.0%	0.0%	0.3%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	4
社宅・職場	0.5%	0.2%	0.3%	1.1%	0.5%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9
地震後購入・再建した自宅	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	1.2%	1.0%	3.5%	0.0%	6
その他	1.3%	2.7%	1.4%	0.8%	2.1%	2.0%	1.5%	0.8%	1.2%	1.0%	1.2%	0.0%	38
不明	4.5%	19.1%	8.0%	9.8%	5.7%	8.1%	6.9%	17.6%	8.2%	12.1%	11.6%	0.0%	246
分類不能	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	6
月次合計相談者数	397	482	348	265	193	148	130	119	85	99	86	5	2357

留意点：本集計及び分析の対象期間が富山県弁護士会11月20日、日弁連情報収集Webフォーム12月2日までとなっていることにより、11月下旬及び12月の相談データは少なくなっている。今後の追加集計において増加する見込みである。



年間を通じて、自宅（被害の程度は様々である）にいる方からの相談が最も多く、避難環境が相談の可否に影響することがうかがわれる。

5月においても、車庫・車中泊の方からの相談があった。

10月においても、避難所からの相談があった。令和6年9月能登豪雨との二重被災地では、仮設住宅入居が遅れた。

地震後半年の間は、知人・親族宅・避難所・公営住宅（一時提供）からの相談が多く見られた。

介護施設や病院に入所・入院中の方からの相談も年間を通じて一定数見られる。なお、代理相談の場合もある。

地震の後に再建した自宅、別の地に購入あるいは転居した自宅からの相談は、6月以降に見られ、11月に微増しているが、全体として少数にとどまる。

相談時の居所による相談方法の傾向

相談時の居所	電話相談（Web受付含む）件数	面談相談件数	合計	居所の割合
自宅（地震前後）	1,183	283	1,466	69.7%
自宅以外	572	65	637	30.3%

自宅からの相談者が7割、自宅以外に避難中の方からの相談が3割という結果である。

相談時の居所	電話相談（Web受付含む）の割合	面談相談の割合
自宅（地震前後）	80.7%	19.3%
自宅以外	89.8%	10.2%

自宅からの相談者では、電話：面談の比が8：2、自宅以外からの相談者では同じく9：1である。

そもそも対象データに、石川県及び新潟県の面談相談データが少ないという偏りがあるため、実態の把握は難しい。

しかしながら、面談相談は基本的にアウトリーチ（現地出張相談）がなされているにもかかわらず、自宅外避難者からの相談は、面談より電話の方が多い。

在宅の被災者の方が、自宅外避難者より、面談相談にもアクセスしやすい状況（相談会情報、相談に関する資料等）にあると思われる。

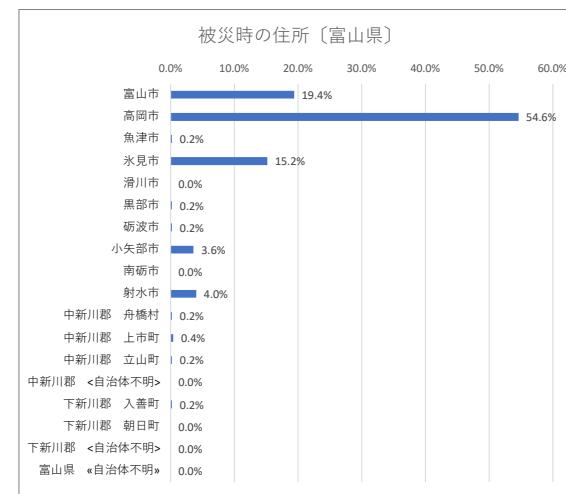
被災時の住所・被災場所

都道府県	
北海道	0.00%
青森県	0.00%
岩手県	0.00%
宮城県	0.00%
秋田県	0.00%
山形県	0.00%
福島県	0.00%
茨城県	0.00%
栃木県	0.00%
群馬県	0.00%
埼玉県	0.09%
千葉県	0.00%
東京都	0.13%
神奈川県	0.13%
新潟県	3.07%
富山県	20.49%
石川県	75.66%
福井県	0.04%
山梨県	0.04%
長野県	0.00%
岐阜県	0.00%
静岡県	0.00%
愛知県	0.13%
三重県	0.00%
滋賀県	0.00%
京都府	0.00%
大阪府	0.13%
兵庫県	0.00%
奈良県	0.00%
和歌山県	0.00%
鳥取県	0.00%
島根県	0.00%
岡山県	0.04%
広島県	0.00%
山口県	0.00%
徳島県	0.00%
香川県	0.00%
愛媛県	0.00%
高知県	0.00%
福岡県	0.00%
佐賀県	0.00%
長崎県	0.00%
熊本県	0.00%
大分県	0.00%
宮崎県	0.00%
鹿児島県	0.00%
沖縄県	0.04%
合計相談者数	
2313	

石川県	
金沢市	14.4%
七尾市	14.4%
小松市	0.7%
輪島市	22.1%
珠洲市	13.3%
加賀市	0.7%
羽咋市	2.1%
かほく市	1.3%
白山市	0.5%
能美市	0.3%
野々市市	0.7%
能美郡 川北町	0.0%
河北郡 津幡町	1.0%
河北郡 内灘町	1.8%
河北郡 <自治体不明>	0.2%
羽咋郡 志賀町	3.7%
羽咋郡 宝達志水町	0.7%
羽咋郡 <自治体不明>	0.1%
鹿島郡 中能登町	2.2%
鳳珠郡 穴水町	6.8%
鳳珠郡 能登町	10.2%
鳳珠郡 <自治体不明>	0.2%
石川県 «自治体不明»	2.7%
合計相談者数	
1750	



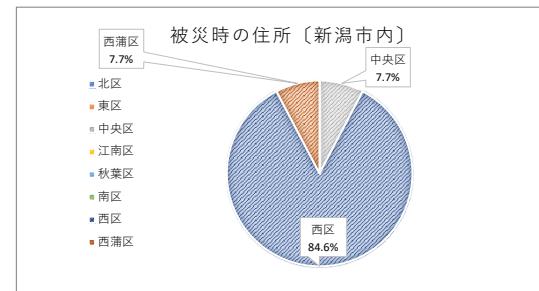
富山県	
富山市	19.4%
高岡市	54.6%
魚津市	0.2%
氷見市	15.2%
滑川市	0.0%
黒部市	0.2%
砺波市	0.2%
小矢部市	3.6%
南砺市	0.0%
射水市	4.0%
中新川郡 舟橋村	0.2%
中新川郡 上市町	0.4%
中新川郡 立山町	0.2%
中新川郡 <自治体不明>	0.0%
下新川郡 入善町	0.2%
下新川郡 朝日町	0.0%
下新川郡 <自治体不明>	0.0%
富山県 «自治体不明»	0.0%
合計相談者数	
474	



新潟県	
新潟市	85.9%
長岡市	0.0%
三条市	0.0%
柏崎市	0.0%
新発田市	0.0%
小千谷市	0.0%
加茂市	0.0%
十日町市	0.0%
見附市	0.0%
村上市	0.0%
燕市	0.0%
糸魚川市	1.4%
妙高市	1.4%
五泉市	1.4%
上越市	4.2%
阿賀野市	0.0%
佐渡市	1.4%
魚沼市	0.0%
南魚沼市	0.0%
胎内市	0.0%
北蒲原郡 聖籠町	0.0%
西蒲原郡 弥彦村	0.0%
南蒲原郡 田上町	0.0%
東蒲原郡 阿賀町	0.0%
三島郡 出雲崎町	0.0%
南魚沼郡 湯沢町	1.4%
中魚沼郡 津南町	0.0%
刈羽郡 刈羽村	0.0%
岩船郡 関川村	0.0%
岩船郡 粟島浦村	0.0%
岩船郡 <自治体不明>	0.0%
新潟県 <自治体不明>	2.8%
合計相談者数	71



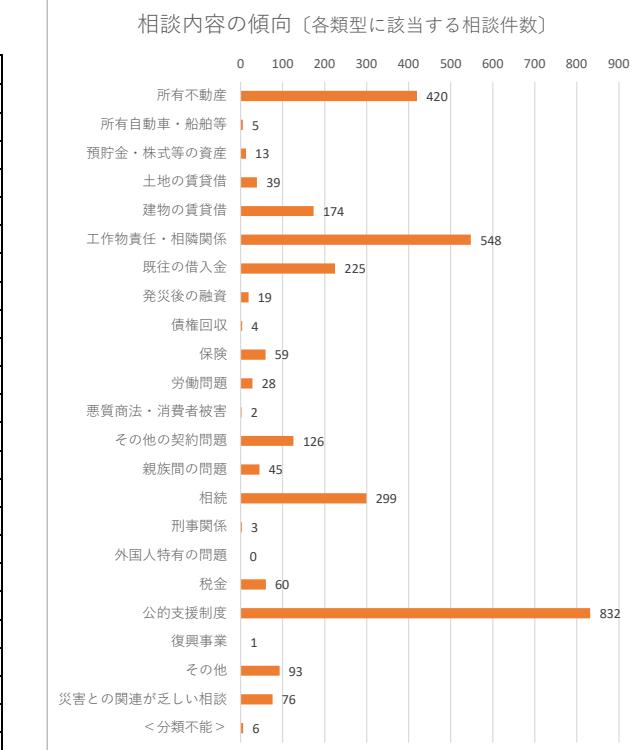
新潟市	
北区	0.0%
東区	0.0%
中央区	7.7%
江南区	0.0%
秋葉区	0.0%
南区	0.0%
西区	84.6%
西蒲区	7.7%
合計相談者数	13



相談内容の傾向

* * *

相談類型	類型数ベース	各類型数
所有不動産	14.02%	420
所有自動車・船舶等	0.17%	5
預貯金・株式等の資産	0.43%	13
土地の賃貸借	1.30%	39
建物の賃貸借	5.81%	174
工作物責任・相隣関係	18.30%	548
既往の借入金	7.51%	225
発災後の融資	0.63%	19
債権回収	0.13%	4
保険	1.97%	59
労働問題	0.93%	28
悪質商法・消費者被害	0.07%	2
その他の契約問題	4.21%	126
親族間の問題	1.50%	45
相続	9.98%	299
刑事関係	0.10%	3
外国人特有の問題	0.00%	0
税金	2.00%	60
公的支援制度	27.78%	832
復興事業	0.03%	1
その他	3.11%	93
災害との関連が乏しい相談	2.54%	76
<分類不能>	0.20%	6
類型数合計		3,077
災害関連類型数		2,995



* 類型数ベース % = 各類型数／類型数合計 × 100

* * 類型数とは、各相談類型に該当する相談の件数。 1件の相談が複数の相談類型を含むことがある。

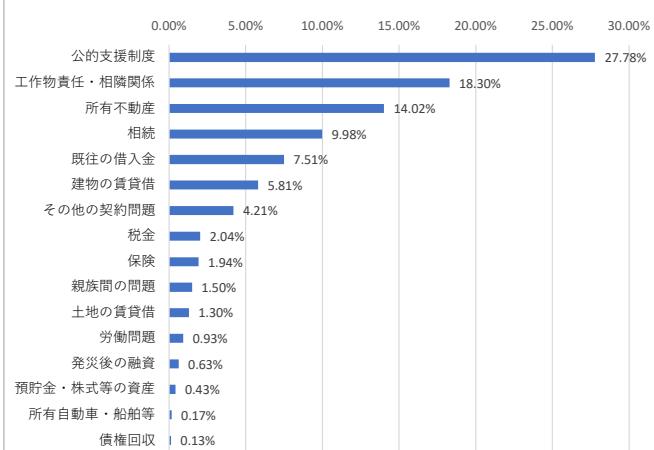
* * * 災害関連類型数とは、類型数合計から「災害との関連が乏しい相談」及び「分類不能」を控除した数

全期間・全地域を通じて、「公的支援制度」に関する相談が突出して多く、統いて「工作物責任・相隣関係」、次に「所有不動産」に関する相談（所有する不動産の保存や処分について尋ねる相談）が多い。

相談の多い上位16類型を表示

相談類型	類型数ベース
公的支援制度	27.78%
工作物責任・相隣関係	18.30%
所有不動産	14.02%
相続	9.98%
既往の借入金	7.51%
建物の賃貸借	5.81%
その他の契約問題	4.21%
税金	2.04%
保険	1.94%
親族間の問題	1.50%
土地の賃貸借	1.30%
労働問題	0.93%
発災後の融資	0.63%
預貯金・株式等の資産	0.43%
所有自動車・船舶等	0.17%
債権回収	0.13%

相談内容の傾向 [上位16類型の割合]

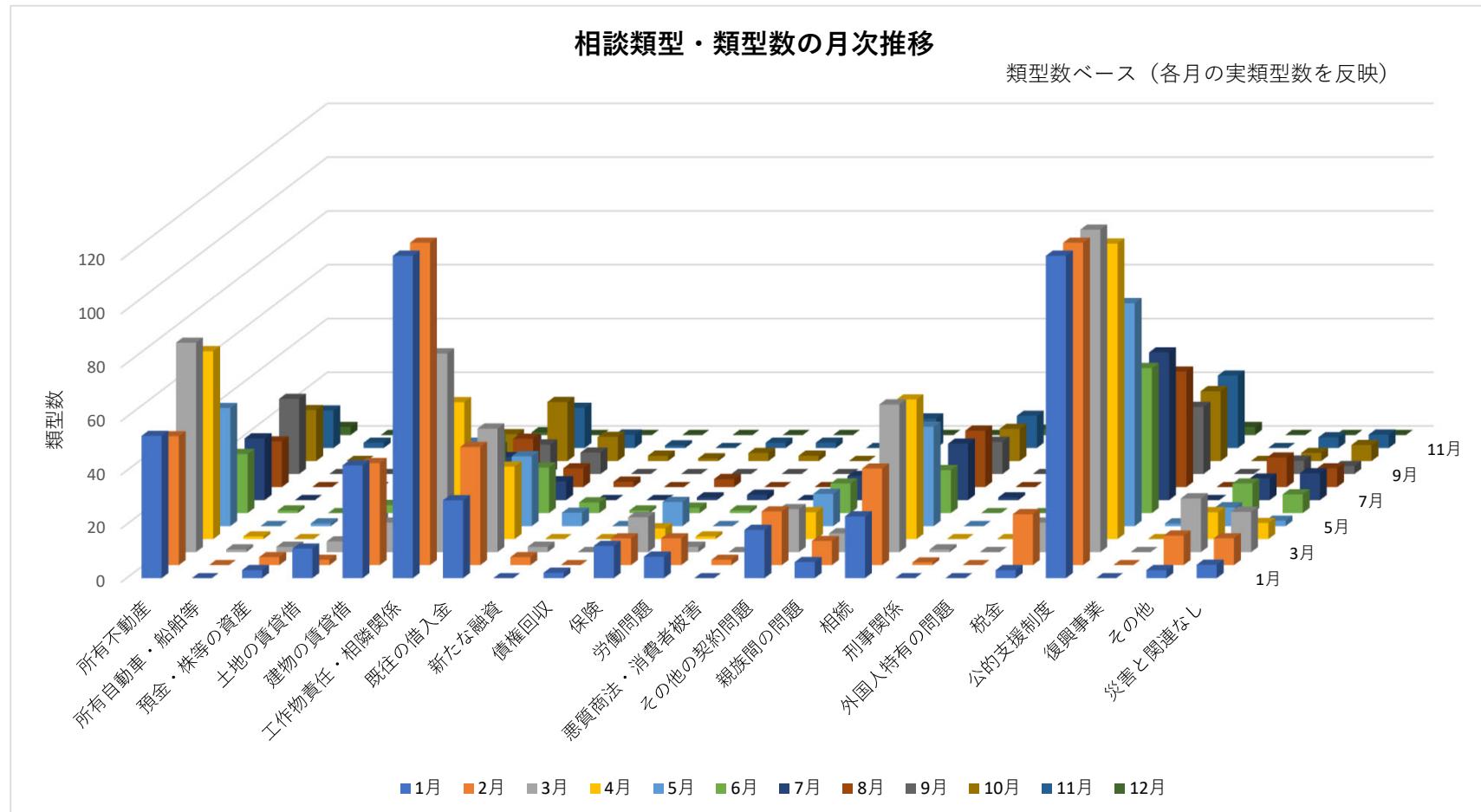


相談内容の全体に占める割合・月次推移

※色つきは各月の上位20%

相談類型	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
所有不動産	11.1%	8.4%	16.2%	18.3%	15.7%	11.5%	12.9%	11.4%	25.0%	14.2%	12.8%	33.3%
所有自動車・船舶等	0.0%	0.0%	0.2%	0.3%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%
預金・株等の資産	0.6%	0.5%	0.4%	0.0%	0.4%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%
土地の賃貸借	2.3%	0.3%	0.8%	0.5%	1.1%	1.6%	2.8%	0.7%	1.8%	3.0%	1.8%	0.0%
建物の賃貸借	8.8%	6.6%	2.3%	6.5%	4.6%	2.1%	4.5%	6.0%	8.9%	7.5%	2.8%	11.1%
工作物責任・相隣関係	25.6%	28.0%	15.4%	13.4%	11.1%	14.7%	9.0%	12.1%	9.8%	16.4%	13.8%	0.0%
既往の借入金	6.1%	7.7%	9.6%	7.1%	9.3%	8.9%	3.9%	4.7%	7.1%	6.7%	4.6%	0.0%
新たな融資	0.0%	0.5%	0.4%	0.0%	1.8%	2.1%	0.0%	1.3%	0.0%	1.5%	0.9%	0.0%
債権回収	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%
保険	2.5%	1.7%	2.7%	1.0%	3.2%	1.0%	0.6%	2.0%	0.0%	2.2%	1.8%	0.0%
労働問題	1.7%	1.7%	0.4%	0.3%	0.0%	0.5%	1.1%	0.0%	0.0%	1.5%	1.8%	0.0%
悪質商法・消費者被害	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他の契約問題	3.8%	3.5%	3.3%	2.6%	4.3%	5.8%	5.1%	2.0%	5.4%	6.7%	10.1%	0.0%
親族間の問題	1.3%	1.6%	1.5%	1.6%	1.4%	2.6%	2.8%	0.7%	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%
相続	4.8%	6.3%	11.4%	13.6%	13.2%	8.4%	11.8%	14.1%	10.7%	9.0%	11.0%	22.2%
刑事関係	0.0%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
外国人特有の問題	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
税金	0.6%	3.3%	2.3%	1.8%	0.7%	2.1%	2.8%	2.7%	0.9%	1.5%	1.8%	0.0%
公的支援制度	28.6%	25.3%	25.6%	28.8%	29.6%	28.3%	30.9%	28.9%	22.3%	19.4%	24.8%	33.3%
復興事業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	0.6%	1.9%	4.2%	2.6%	2.5%	5.8%	4.5%	7.4%	4.5%	2.2%	3.7%	0.0%
災害と関連なし	1.1%	1.7%	3.1%	1.6%	0.7%	3.7%	5.6%	4.7%	2.7%	4.5%	4.6%	0.0%
各月の類型数合計 (100%)	476	572	481	382	280	191	178	149	112	134	109	9

留意点：本集計及び分析の対象期間が富山県弁護士会は11月20日、日弁連情報収集ウェブフォームは12月2日までとなっていることにより、11月下旬及び12月の相談データは少なくなっている。今後の追加集計において増加する見込みである。

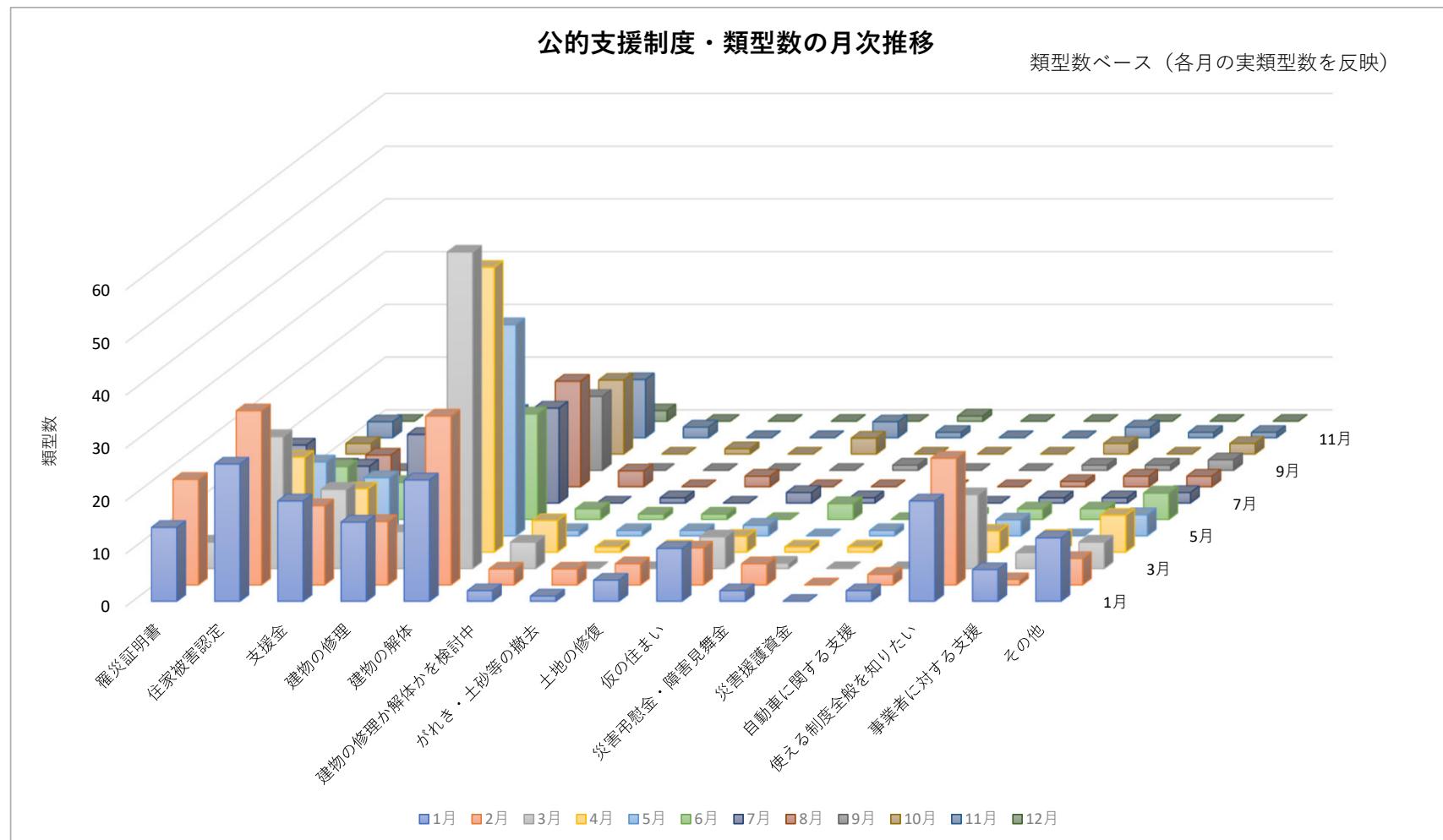


公的支援制度に関する相談の小類型・月次推移

※色つきは各月の上位20%

各小類型の割合・月次推移	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
罹災証明書	9.0%	12.1%	3.4%	3.3%	7.7%	5.2%	18.3%	6.1%	4.0%	7.1%	8.8%	0.0%
住家被害認定	16.7%	20.0%	16.9%	15.0%	15.4%	17.2%	11.7%	12.2%	0.0%	7.1%	11.8%	0.0%
支援金	12.2%	9.1%	10.1%	10.0%	12.1%	12.1%	21.7%	16.3%	16.0%	0.0%	14.7%	0.0%
建物の修理	9.6%	7.3%	4.7%	4.2%	6.6%	1.7%	5.0%	4.1%	4.0%	7.1%	2.9%	0.0%
建物の解体	14.7%	19.4%	41.9%	45.0%	44.0%	34.5%	30.0%	40.8%	56.0%	50.0%	32.4%	66.7%
建物の修理か解体かを検討中	1.3%	1.8%	3.4%	5.0%	1.1%	3.4%	0.0%	6.1%	0.0%	0.0%	5.9%	0.0%
がれき・土砂等の撤去	0.6%	1.8%	0.0%	0.8%	1.1%	1.7%	1.7%	0.0%	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%
土地の修復	2.6%	2.4%	0.0%	0.8%	1.1%	1.7%	0.0%	4.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
仮の住まい	6.4%	4.2%	4.1%	2.5%	2.2%	0.0%	3.3%	0.0%	0.0%	10.7%	8.8%	0.0%
災害弔慰金・障害見舞金	1.3%	2.4%	0.7%	0.8%	0.0%	5.2%	1.7%	0.0%	4.0%	0.0%	2.9%	33.3%
災害援護資金	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
自動車に関する支援	1.3%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
使える制度全般を知りたい	12.2%	14.5%	9.5%	3.3%	3.3%	3.4%	1.7%	2.0%	4.0%	7.1%	5.9%	0.0%
事業者に対する支援	3.8%	0.6%	2.0%	2.5%	0.0%	3.4%	1.7%	4.1%	4.0%	0.0%	2.9%	0.0%
その他	7.7%	3.0%	3.4%	5.8%	4.4%	8.6%	3.3%	4.1%	8.0%	7.1%	2.9%	0.0%
各月の類型数合計 (100%)	156	165	148	120	91	58	60	49	25	28	34	3

留意点：本集計及び分析の対象期間が富山県弁護士会11月20日、日弁連情報収集ウェブフォーム12月2日までとなっていることにより、11月下旬及び12月の相談データは少なくなっている。今後の追加集計において増加する見込みである。

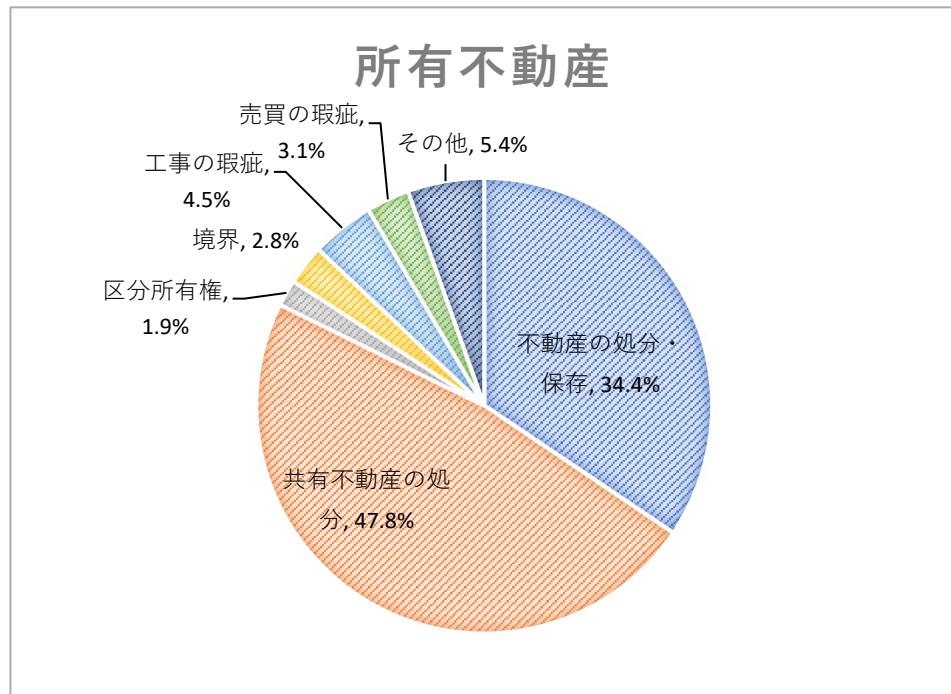


相談類型ごとの内容分析

※以下、項目番号は、別表「相談類型及び小類型並びにその各定義」に対応

1 所有不動産に関する相談

所有不動産	
不動産の処分・保存	34.4%
共有不動産の処分	47.8%
区分所有権	1.9%
境界	2.8%
工事の瑕疵	4.5%
売買の瑕疵	3.1%
その他	5.4%
<分類不能>	0.2%
合計小類型数	
	425



不動産の処分に関し、被災した不動産を手放したいという相談が多く寄せられた。解体したいが古い抵当権登記が残っている等、処分の制限に関する相談、建物の修理の方法や業者の情報を尋ねる相談、建物の修理と解体再築の間で迷っている方の相談等が寄せられた。共有不動産の処分に関しては、解体したいが共有者の同意が取得できないなど、相続未登記不動産の処分の相談が大変多く寄せられた。

売買の瑕疵、工事の瑕疵に関しては、地盤沈下や家の傾き等の被害に関連して、宅地造成や分譲、建築工事を行った業者・自治体の責任を問いたいという相談、マンションの設備に関する工事の責任を問う相談が多く寄せられた。

半年前に購入した自宅の土台の擁壁のボルトが外れて傾いており、自宅も傾いている。住宅を販売した業者は、地盤保険の有無は不明、修理の見積りは出すが費用は保険で対応せよ、擁壁は市が工事したものなので業者に責任はないと言っている。どのような対応が可能か。 (2024年2月)

亡くなった父名義の実家（昨年末母が亡くなり空き家）について、広大だがアクセスが悪いので相続放棄したい。ただし預貯金があり、預貯金は欲しい。また公費解体もしたいと考えているがどうすればよいか。 (2024年3月)

いとこが亡くなった。いとこの自宅は大規模半壊で、公費解体した方がよいと思うが、相続人は前妻との子1名のようである。相続人でない私には、公費解体の手続ができないが、どうしたらよいか。 (2024年3月)

地震の後メンタル面で、所有している崖崩れの恐れがあるような土地を処分したくなった。相続土地国庫帰属制度は使えない土地。業者を探して、管理費相当の額を払うと買い取ってくれる業者を見つけたが、契約書を見てもらいたい。 (2024年8月)

奥能登の自宅を公費解体済みである。子どもに呼ばれ金沢で暮らしている。もう家はその地区に建てないので、墓や畠も含めて処分したい。固定資産税が気掛かりである。子供は固定資産税を払いたくないと言っている。 (2024年10月)

2 所有自動車・船舶等に関する相談

本相談類型に分類した相談はそれほど多くないが、そのうち複数相談があり、本無料相談以外の現地面談相談でも目にする相談が、石川県地域福祉推進臨時特例給付金の車両給付金を申請するための自動車の廃車証明を取得しようとしたところ、廃車証明が得られず、給付金が得られないという事例である。

漁業が盛んな地域であるが、船舶に関する相談はそれほど寄せられていない。また、豪雨災害のあと、リース中の農機具が水害で損傷したとの相談が寄せられた。農機具再取得の助成などについては事業者向けの相談窓口があるためか、弁護士に寄せられる相談は、自動車ローンや農機具のリース等、既往債務に関する相談であることが多い。

被災した自動車の廃車を依頼したところ、業者が廃車にせず売却していたことが判明した。廃車により50万円の給付金がもらえる予定であったが、業者が売却していたことから廃車証明を取ることができず、給付金をもらうことができなくなった。 (2024年6月)

3 預貯金・株式等の資産に関する相談

被災後に建物の修繕や解体にお金が必要で、認知症や施設入所、要介護の高齢者の代わりに預貯金を引き出したいと相談するものが多い。

また、安否不明の親族の預貯金や過去の取引履歴を調べたい、家屋が倒壊していて中には入れず亡くなった親族の通帳等を探すことができないがどうしたらよいかといった相談が寄せられた。

高齢者が自宅の修繕のために預貯金を引き出そうと金融機関の窓口に出かけたが、行員から預金を引き出す必要性や罹災証明はあるか、騙されているのではないか等を訊かれ、不本意な対応を受けたという相談もあった。

自宅が全壊し、80歳代の父親名義の口座に義援金等が入金された。父親は要介護5で、地震の影響で歩けなくなった。認知症はなさそうであるが、今は耳が聞こえず、話せず、筆記もできない。先日母親が、父親名義の定期預金を解約するために窓口に行ったところ、父親本人を連れてこないと解約できないと言われた。しかし父親は移動できず、会話もできない。どうしたらよいか。（2024年11月）

4 土地の賃貸借

地震による建物全壊、焼失、又は解体等の後、借地権の存続や土地賃貸借契約の帰すうを尋ねる相談が多く寄せられた。また、液状化により建物に生じた被害の修復を地主に求めたいとする相談、土地の修復を求めたいとする相談が複数寄せられた。

賃貸している土地が被災し、借主が行方不明になっている。建物は借主所有だが、焼失している模様。借地権は存続するのか。地代は請求し続けてよいのか。（2024年3月）

賃借している土地が液状化して、その上に建てていた自宅が半壊した。地主に修理費用の負担を求めたが断られた。（2024年4月）

土地を賃貸しているが、土地周囲を囲むように設置されているブロック塀が地震で傾いた。土地上の土等が流出する可能性があり、修繕するように求められたが、多額の費用がかかる。どうすればよいか。（2024年7月）

5 建物の賃貸借

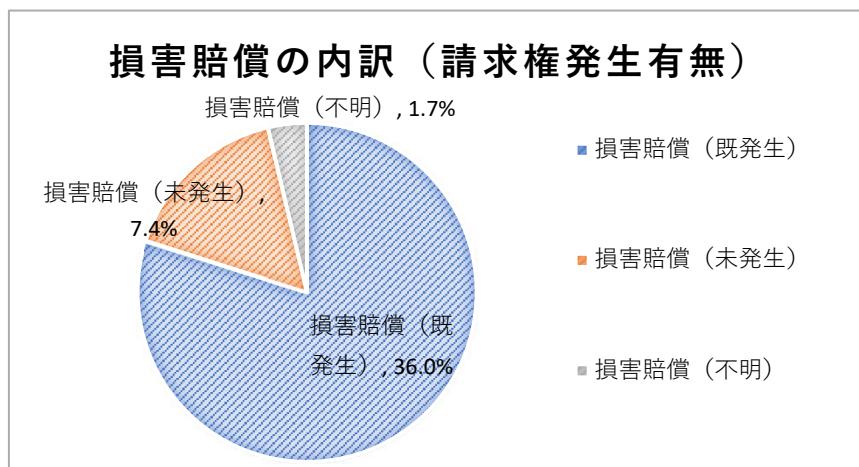
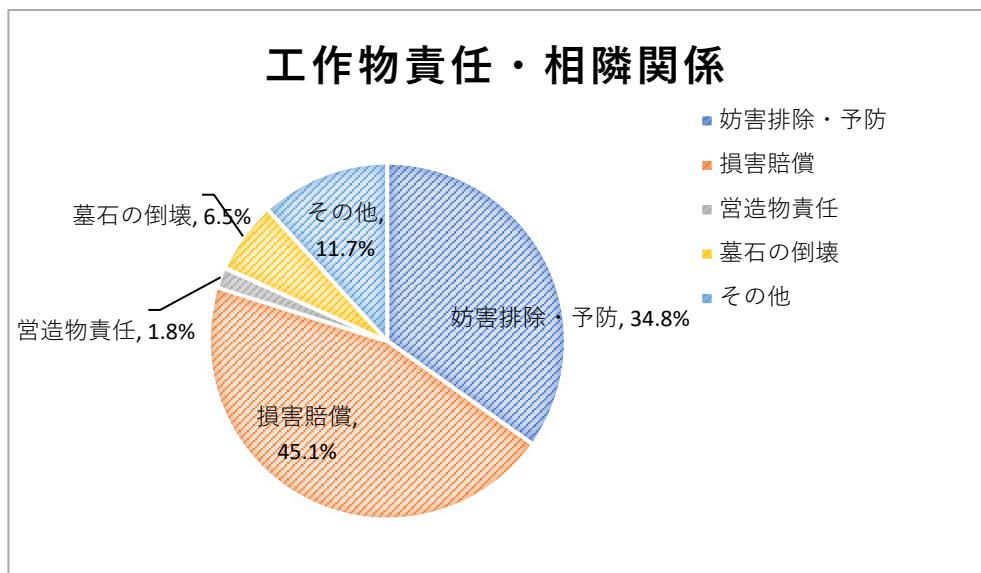
本無料相談開始後初期から、賃貸建物の修繕や退去を巡って、多数の相談が寄せられた。貸主は応急修理などの修理に関する支援制度が利用できず、他方で賃貸借契約に基づく修繕義務があるということから、特に古い家屋や高額の修理費用がかかるケースなどで、借主は修繕を求め、貸主が賃貸借契約の終了を望むという状況が生じていたようである。貸主に修理を求めても長期間対応してもらえないとの相談も複数あった。修理のための一時退去、断水やライフライン途絶の間の家賃の減免を巡る相談も、複数寄せられた。弁護士会の災害ADRを利用しているという相談者も複数あり、長期にわたる継続的な相談であると認められる相談者もみられた。

借りている物件で飲食店を経営しているが、地震による断水で営業を停止している。建物に被害はないが、内部の片付けは必要。家賃を減額してもらいたいが、貸主と連絡が取れない。そのような状況でも家賃全額の支払いをしなければならないか。 (2024年1月)
半壊認定を受けたアパートの居室に居住している。使用に問題がないが、床などが傾いている。大家に賃料の減免をお願いすることはどうか。 (2024年2月)
賃貸アパートで被災した。アパートは土地の液状化で少し傾いている状態で、応急危険度判定は黄色。生活は特に問題なくできているが、管理会社から危険なのでと2月末までの退去を求められた。退去を決めて新たな賃貸物件に申し込んだが、早くても3月の入居となる。それでも2月末の退去をと言われている。 (2024年2月)
貸していた2階建ての家屋が全壊した。更地にする時、借り手の動産を取り出して引き渡さなければならないのか、心配している。家はまだ見に行けていないが、完全に潰れた様子。自治体に相談したら、所有権放棄の一筆を書いてもらうようにと言われた。 (2024年2月)
能登に自宅の他に貸家を持っていたが、借主から家の修繕費約50万円を請求されている。こちらも自宅が損傷していて、家族はみなし仮設に避難しており、とても修繕費の支出はできない状況。その一方で、家賃は昨年の12月を最後に一切払われていない。賃貸借契約の合意解除を申し入れたい。 (2024年4月)
借家（一軒家の古民家）に居住している。一部損壊と判定されたが、ライフラインは使える状態で居住に支障はない。ただ、震災後に雨漏りと窓ガラスの破損があったため、大家に報告し修繕を求めたところ、簡単に調査しただけであり、全く修繕対応してくれなかった。そのため、相談者の方で雨漏りの修繕を行ったが、窓の修繕はいまだなされていない。そのような状況下で貸主から3月末に突如、4月末での更新拒絶を言われた。災害ADRを弁護士会に申し立てたが、明日、第1回のADR期日があるため、その対応について相談したい。 (2024年4月)

6 工作物責任・相隣関係に関する相談

工作物責任・相隣関係	
妨害排除・予防	34.8%
損害賠償	45.1%
營造物責任	1.8%
墓石の倒壊	6.5%
その他	11.7%
<分類不能>	0.0%
合計小類型数	597

損害賠償（既発生）	36.0%
損害賠償（未発生）	7.4%
損害賠償（不明）	1.7%
合計小類型数	269



祖父宅が倒壊し、祖父が負傷したため代わりに対応している。祖父宅家屋が隣の建物にもたれかかっている状態なので、公費解体制度が開始した時点で解体の手配をしたいが、地域に解体業者が限られているため手配できない。隣家からは連日早く解体をするよう督促を受けて困っているが、どうすればよいか。 (2024年1月)

震度5強で、隣の寺院の灯籠が倒れて、私の車が大破した。灯籠は2階建の家ほどの高さがある。①お寺に損害賠償責任があるか。②損害をどのように算定するのか。③壊れた灯籠をこちらで処分してもよいか。 (2024年1月)

隣家が傾いており、こちらの自宅に倒れそうで、危険な状態。隣家は空き家であるが所有者は近所に住んでおり、解体業者を手配中とのことである。このまま解体されない状態が続いて、こちらの自宅を損壊させた場合には損害賠償請求ができるか。 (2024年2月)

自宅について罹災証明を申請し、結果待ちの状態。家は中の柱にヒビが入っていたりして、倒壊しないか不安がある。もし放置して倒壊し、誰かに損害を与えた場合はどうなるのか。 (2024年2月)

奥能登の実家がほぼ全壊となり、親は施設へ、私も金沢市へ避難している。実家のある町にもようやく電気が通るようになった。実家の隣人から、実家の納屋が隣家に倒れかかっているため電気を通すことができない、納屋を撤去してほしいと言われた。現在納屋の状況が分からず、ボランティアの方に見てきてもらうことになっている。 (2024年2月)

裏の家が、震災前から所有者が行方不明になって、現在に至っている。今回の震災により、裏の家の屋根が剥がれたり今にも倒壊しそうだが、役所に言っても全く対処してくれない。どうしたらよいか。 (2024年2月)

寺院の墓地で、ある檀家の墓石が倒れ、隣の墓石を壊した。壊れた側が倒れた側に賠償を求めている。寺院として間に入っているが、当事者が感情的でうまくいかない。何か良い方法はないか。墓地管理者が責任を負うことはあるか。 (2024年2月)

自宅前の私道が法面になっており、地震により擁壁が損壊し、崩れそうになっている。町に補修を求めたが、すでに倒産した会社の所有地で町の管轄外だという。どう対応したらよいか。 (2024年3月)

裏の空き家のコンクリート塀が倒れてきて水道管やメーターを損傷し、撤去しないと私の家の水道が復旧できない。裏の家の所有者は分からず、役場に聞いても、役場も分からぬという。 (2024年4月)

裏の空き家が、我が家が避難後1月下旬ごろに倒壊して、我が家が風呂場の上に瓦礫がのしかかってしまい、風呂場が壊れている。裏の空き家の所有者は公費解体を申請して待っているが、なかなか順番が来ないという。避難先から帰宅してみると、徐々に損壊が進んでおり、風呂場の電気系統がダメになっていた。どうしたらよいか。風呂場の修理費用を請求できるのか。 (2024年5月)

経営していた工場が2mの高台の上にあり、令和5年の地震で法面が崩れそうで危ないと言われ、工場を解体した。今回の地震後、近隣住民からさらに崖の擁壁工事をしてほしいと言われた。見積りを取っているが高額で負担できないと思う。 (2024年7月)

公費解体に伴って新たに生じる相隣関係の相談も非常に多い。特に、解体申請の時に求められる隣人の同意、免責の合意、もしくは損害が生じたときの賠償予定の誓約書などについて、多数の相談が寄せられた。解体に伴う隣地への立入りの同意についても、複数の両方の立場からの相談が寄せられた。

自宅の周りを他人名義の土地が囲んでいる。自宅は解体予定であるが、解体時に、隣地に立ち入ることができるか。 (2024年2月)

隣家が倒れかかってきており、公費解体を利用予定。隣家所有者の同意をとるように言われたが、私が被害者なのになぜ同意が必要なのか。 (2024年3月)

3軒続きの真ん中の家に住んでおり、3軒とも大規模半壊の認定を受けていて、私の家と左隣は公費解体して新築予定だが、右隣は再築の資金がないので解体しないと言って、現在もそこで暮らしている。このような状態で家を新築しても、また地震が来て右隣の家が倒壊して、影響を受けるか分からぬ。どうしたらよいか。 (2024年3月)

4軒続きの長屋に住んでおり、そのうち相談者と家族が住む3軒が半壊となった。解体しない1軒から、解体に伴い崩れる壁の補修を要求され、100万円はかかると言われたが、それが妥当な額なのかどうか知りたい。 (2024年4月)

隣家が公費解体することになり、工事に先立って隣人から、同意書への署名を求められている。解体工事は進めてもらいたいが、工事に起因して私の土地建物に被害が及ぶことを懸念している。同意書には「自己所有地での作業により被災家屋等所有者から権利侵害の主張があった場合には、私の責任において解決し、役場には迷惑をかけません」という文言が記載されている。 (2024年6月)

公費解体に関して事故が起こった時に損害の補償をする約束を、予めしてほしいと隣家が主張し、解体工事が滞っている。どのような話し合いをしたらよいか。 (2024年8月)

倒壊建物による相隣関係の問題は、倒れかかった建物の解体が進捗しないと解決しないが、公費解体申請の支障について多数の相談が寄せられた。

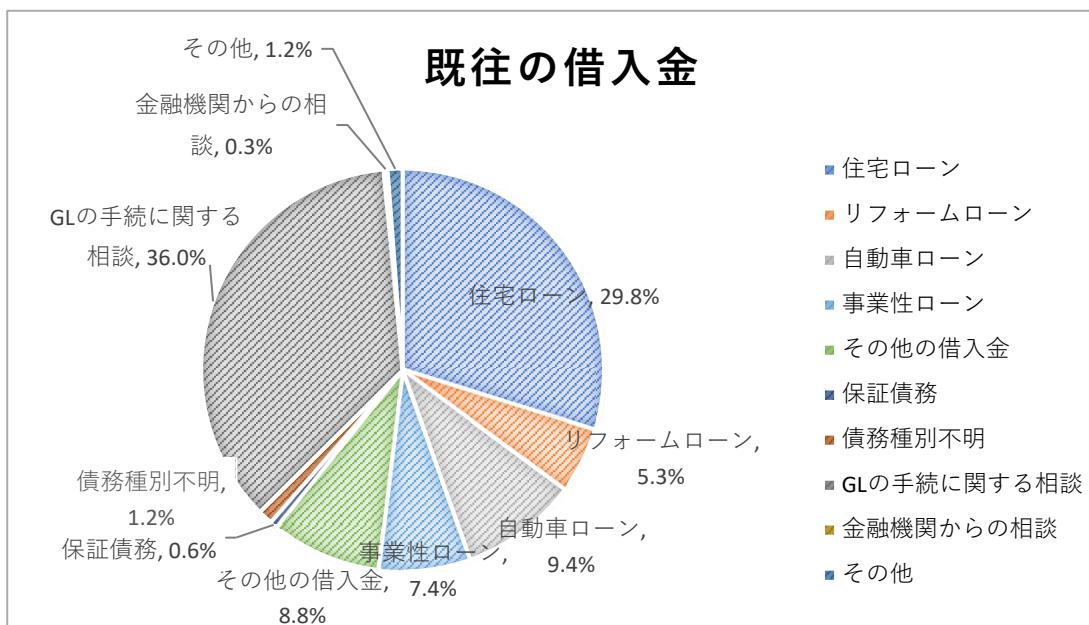
隣家の屋根がずれて、自宅に接している。役場の話では、公費解体の対象となる損傷状態であるとのことだが、隣家の住人は死亡して相続が開始しており、遠方の相続人の一人の連絡先を把握した。電話連絡しても応答がないため、公費解体を働きかける通知文書を送りたい。定型の書式などがあれば案内してもらいたい。 (2024年8月)

被災した自宅が半壊認定を受け、現在公費解体待ちだが、遅々として進まない。豪雪地帯であり屋根からの落雪による被害が心配だが、公費解体待ちの建物からの落雪被害でも責任を負うのか。 (2024年11月)

7 既往の借入金に関する相談

既往の借入金	
住宅ローン	29.8%
リフォームローン	5.3%
自動車ローン	9.4%
船舶ローン	0.0%
事業性ローン	7.4%
その他の借入金	8.8%
保証債務	0.6%
債務種別不明	1.2%
* GLの手続に関する相談	36.0%
金融機関からの相談	0.3%
その他	1.2%
<分類不能>	0.0%
合計小類型数	
	339

* GLとは「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」



「被災ローン減免制度について聞きたい」など、自然災害債務整理ガイドラインの存在を知っており手続について尋ねる相談が、比較的初期から多く寄せられている。金融機関がガイドラインの着手同意書を発行しないという相談は、初期にあるものの、全体として多くはない。手続に着手後、登録支援専門家が就いた後の相談は、あまり寄せられていない。債務種別としては、能登では家の増築が多いためか、リフォームローンを抱えているという相談事例が多かった。

自宅の土地が液状化し建物が傾いた。現在別の賃貸物件を借り避難生活をしている。自宅は建てたばかりで、住宅ローンを組んでいる。住宅ローンの減免ができる制度があると聞いたので、知りたい。 (2024年1月)

災害債務整理ガイドラインは自動車ローン（所有権留保）についても利用できるか。奨学金の保証債務についても利用できるか。 (2024年1月)

新築後、引渡しから1週間で自宅が地震により半壊。配管が壊れて漏水して床の損傷がひどい。隣家からのがれき飛来により、壁が穴だらけとなった。地震保険でカバーできる範囲は40万円弱であるが、修理費用は1,200万円と見積もられている。住宅ローンを目一杯借りており、これ以上のローンは組めないので、被災ローン減免制度を利用すべく、金融機関に着手同意書の発行を依頼したが、別の30万円程度の減免制度を紹介するだけで、頑として着手同意書を出さない。どうにかならないか。 (2024年3月)

避難の影響で妻が働けず、現在夫のみが稼働しているが災害の影響で収入が激減した。住宅ローンの返済が厳しいので金融機関に相談したところ、災害法律相談を案内され、一度弁護士に相談するよう言われた。自宅不動産は液状化で「準半壊」の認定を受けた。準半壊と言っても、相当の費用をかけて修繕しなければ、普通には住めない状態。 (2024年3月)

自然災害債務整理ガイドラインの利用を検討している。保証人がいる場合には保証人に請求されるのか。連帯債務者がいる場合はどうか。ガイドラインを利用するメリットは何か。退職金はどうなるのか。 (2024年5月)

8 新たな融資に関する相談

家の修理費用が高額で借入れを考えているという相談、高齢者返済特例（リバースモーティgage）について尋ねる相談が多い。新たな融資については、広報の多い住宅金融支援機構や取引金融機関に、多く相談されている可能性がある。

将来、住宅再建をするにあたり、利用できる制度を知りたい。また、60歳以上が利用できる借り入れの制度があると聞いたので、それも知りたい。 (2024年3月)

地震で自宅の瓦が広範囲で落ちてしまったが、判定は「一部損壊」だった。二次審査も受けたが、一部損壊で変わらなかった。応急修理でブルーシートをかけてもらったが、雨漏りがしてきている。傷まないうちに修繕をしたいが、瓦の張り替えには200万円かかるという見積りが出てきた。いま60代前半で、アルバイトの状態で、収入は少ない。このような状態で借入れができる制度はないか。 (2024年8月)

9 債権回収に関する相談

震災で死亡した人への貸金の回収等。全体として件数が少なく個別性が高い。

10 保険に関する相談

地震保険の損害認定について納得がいかないとして相談するものが多い。罹災証明の被害認定と保険会社による損害程度の認定を比較して差があると相談するもの、火災保険・地震保険の適用対象について相談するものが複数ある。

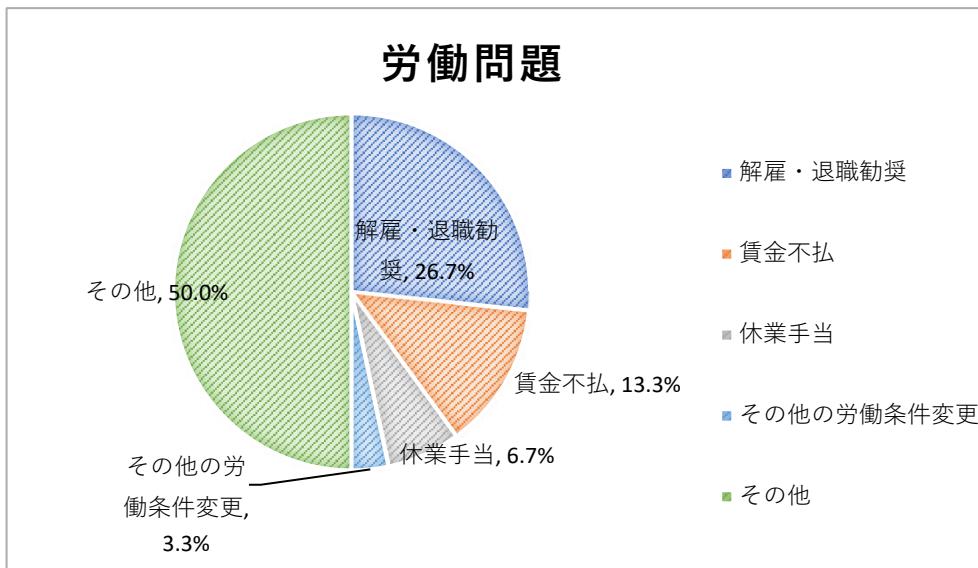
賃貸しているマンションについて、外壁剥離と地盤沈下等の被害が生じている。地震保険の会社から、一部損壊の被害にとどまると言われており、被害認定に納得できない。（2024年1月）

火災保険の相談。事業用店舗が全焼したが地震保険はかけていないところ、地震起因の火災だから保険金が下りないと言われた。前回の相談後、約款が出て来た。5%だけ出るという制度もあるようだ。（2024年5月）

家がそれなりに壊れている。損害保険会社の査定をしたところ、一部損壊という認定が出た。罹災証明では、再調査で「半壊」で認定が出て、公費解体をすることになった。損害保険会社の基準が納得できない。（2024年8月）

11 労働問題に関する相談

労働問題	
解雇・退職勧奨	26.7%
賃金不払	13.3%
休業手当	6.7%
労働安全衛生・労働災害	0.0%
その他の労働条件変更	3.3%
その他	50.0%
<分類不能>	0.0%
合計小類型数	30



ほとんどは労働者側の相談である。民間の事業所の休業による長期休業、閉鎖による失職、避難に伴い通勤が難しくなり出勤や転勤を求める会社との間で軋轢が生じている、との相談が寄せられている。公務員の場合、人手不足で休みが取れない等、過酷な労働状況にあるとの相談が寄せられている。勤務先の営業縮小で、10月になっても休業が続いているとの相談も見られる。

震災により、勤務先の事業が停止し、給料が支払われなくなった。そのため住宅ローンの支払いが困難になっている。（2024年1月）

勤務先である能登地方の営業所が閉鎖される。転勤を求められたができない。解雇される。整理解雇の違法性が認められるか。（2024年2月）

介護施設で働いている。地震発生以降2週間近く、出勤できない職員の分まで、少数の職員で泊まり込みで、深夜にわたり勤務した。しかし、通常どおりの給与しか払わないようなことを言われている。また、最近では職員も戻ってきて、休める状態になったので、疲れと被災した家の片づけのため数日の有給休暇をとりたいと申し出たが、それはできないと断られた。それでも粘って交渉したところ、暗に退職を勧めるような発言をされた。

(2024年2月)

役所で働いている。被災者対応もあり、昼休みがとれない。上司に言っても、みんな休みを取っていないと言われるだけで、解決しない。どうすればよいか。(2024年7月)

医療機関に勤務していたが、事業所が全壊の被害を受けた。勤務は休業せざるを得なくなり、失業保険制度の休業補償給付を受けている。勤務先の本格的な事業再開は実現していない。呼び戻された人もいるが、自分はまだ休業のまま声がかからない。①いつ休業が終わるか。②退職することになった場合、退職金はもらえるか。(2024年10月)

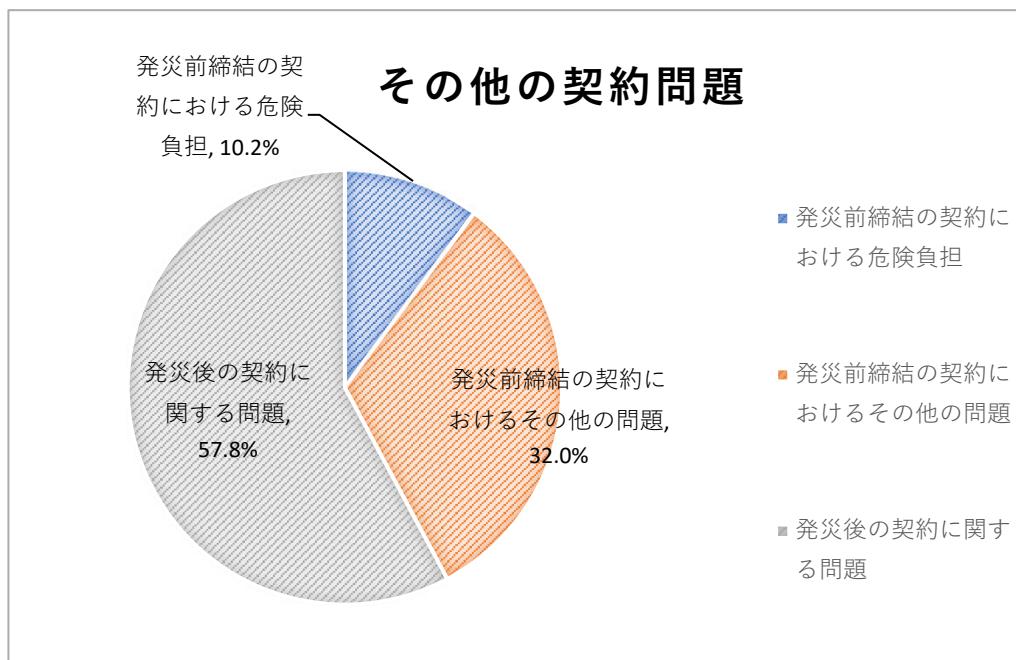
公立の介護施設で作業療法士として勤務していたが、地震により施設は全壊。施設からは当面休業するように言われ、雇用保険の特例措置による休業手当を受給していた。この休業手当は12月末で切れると言われている。もし特例措置の延長等がなく、かつ施設から復帰も認められないのであれば、施設から休業手当を支払ってもらえないのか。施設は営業を再開しており、一部の職員は復帰している。(2024年10月)

12 悪質商法・消費者被害

被災した建物の修理について代金が高額ではないかとする相談や、契約解除に関する相談があるが、「その他の契約問題」の「発災後の契約」に分類されることが多い。需給バランスや材料費の上昇等もあり得、相談情報記録からは、明確な消費者被害や悪質商法と判明しない等の理由による。

13 その他の契約問題に関する相談

その他の契約問題	
発災前締結の契約における危険負担	10.2%
発災前締結の契約におけるその他の問題	32.0%
発災後の契約に関する問題	57.8%
<分類不能>	0.0%
	合計小類型数 128



地震の発災前に締結した請負や売買契約で、完成前や引渡し前に、地震や火事により目的物が毀滅した場合の代金等、危険負担の問題を尋ねる相談が寄せられた。

取引先に対して、輪島塗の商品を納品し、代金も受領した。①地震発生後、取引先から「返品するので商品を引き取って代金は返してほしい」と返品・返金の要請があった。取引先は被災しており、商品の再販売はそのままでは不可能な状態。また、相談者も被災して、物理的にも経済的にも対応が困難。取引先からの要請に応じなければならないか。②一部の商品は、代金支払前だった。これについては、代金を支払ってもらえるか。（2024年3月）

発災前締結の契約に関するその他（危険負担以外）の問題としては、電気温水器が倒れて水漏れ等が発生し設置業者の責任を尋ねる相談が、目立って多く寄せられた。また、被災し使えなくなった機械のリース契約の解約、被災建物に地震前から施工していた工事の出来高分の代金請求などについても相談が寄せられた。

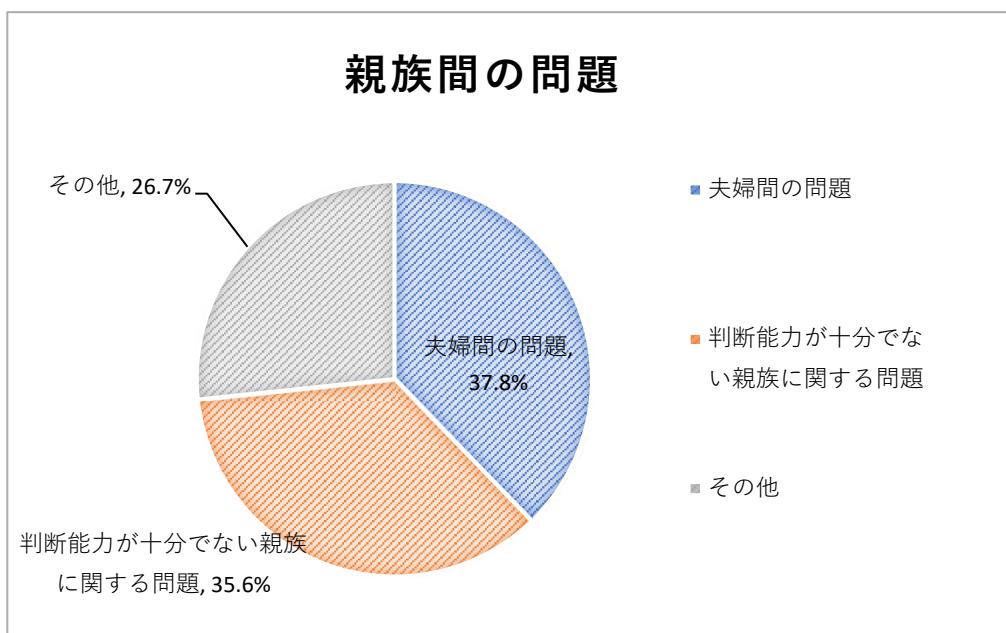
被災住宅に居住できなくなったのでインターネット契約を解約しようとしたところ、2万円の違約金と工事料を請求された。（2024年1月）
1月に急速冷凍の機械のリース契約をした。地震で使えなくなっているが、このままリース料を払い続けなければならないのか。（2024年2月）
20年以上前に某業者に頼んで電気温水器を設置したが、地震で壊れた。同業者が確認したところ、3点アンカーボルトで固定が必要であるところ1箇所しか固定していないことが原因だと指摘された。そのような場合の責任を同業者に問うことができるか。（2024年2月）
4、5年前に購入した自宅分譲マンション10階の室内に設置されたエコキュートが倒れ、壁をつきやぶった。設置の施工不良が原因なので、エコキュートを設置した業者に損害賠償請求したい。（2024年2月）
市の補助を受け、昨年暮れから自宅の耐震化工事をお願いしていた。2階、外壁まで終わり、1月から1階部分の工事予定だったが、地震が発生。罹災証明は申請中だが、1階が傾き、到底住めそうもない（応急危険度判定＝赤）。そうしたところ、業者から、工事が3分の2施工済みなので、3分の2を払って、との請求がきた。（2024年3月）

発災後に締結した契約に関しては、建物や水道の修理代金について、急ぎ契約したが高額すぎると考え解約したい、クーリングオフの通知を送ったが拒まれている等の相談が多く寄せられた。また、修理を依頼したが着手・進捗が遅いとの相談も複数寄せられた。背景として、広範な地域に甚大な住家被害があり、工事の需要が膨大である中、建築・修理業者も被災しており、避難により人手不足であったり、材料調達費用が上昇している等の事情があるかと推測される。

地震の影響で自宅が漏水した。ホームページを見て県内の業者に修理を依頼したが、実際はより高い金額を請求された。作業終了したが漏水は直っていない。クーリングオフの手紙を出したが、工事費用のごく一部のみしか返還しないという。消費者センターにも相談しているが、どうしたらよいか。（2024年4月）
自宅が一部損壊で支援はなく、自力で修繕するため工事業者と契約。工事代金のうち半金を支払い済み、工期は2月●日から5月●日までだが、30分×3回程度わずかな工事しただけでほとんど行われない。解約したい。（2024年4月）
一部損壊の自宅建物の屋根修理を業者に依頼し、修理代を支払ったところ、全く修理作業が進まず、約束の日にちに作業を行わないことが続いている。別の業者に依頼したいが、問題の業者に連絡がつきにくい。問題の業者との契約解除をどうすればよいか。（2024年9月）
自宅が被災し、工事業者に修繕を依頼し契約した。予定では7月●日着工、8月●日竣工となっていたが、未だに工事が始まらない。問い合わせると、忙しくしている様子。他の業者に依頼するというつもりはないが、着工を急いでもらう方法はないか。（2024年10月）

14 親族間の問題に関する相談

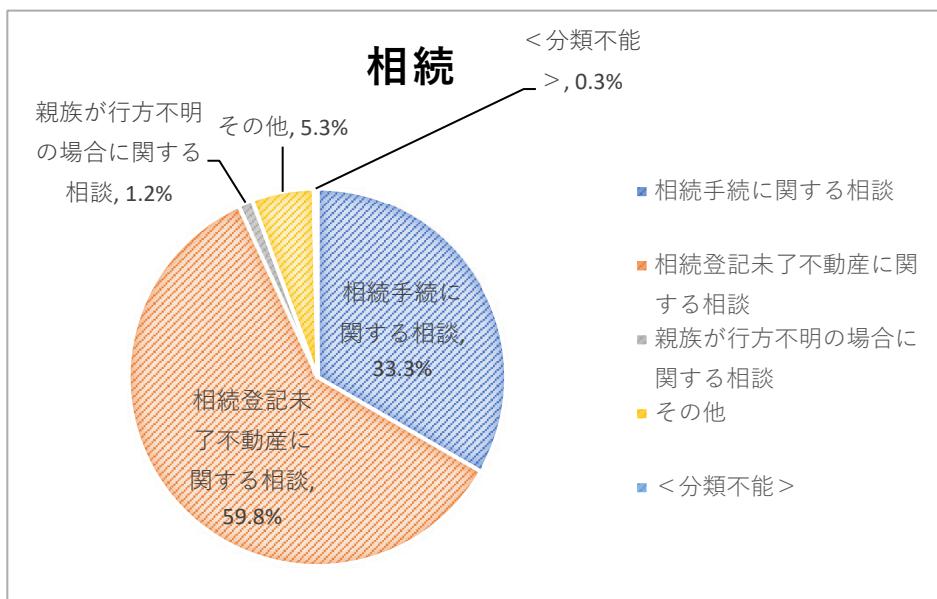
親族間の問題	
夫婦間の問題	37.8%
判断能力が十分でない親族に関する問題	35.6%
その他	26.7%
<分類不能>	0.0%
合計小類型数	45



震災を契機に、経済的状況が変化し、離婚後の養育費を減額・増額を求める双方の相談が複数寄せられた。また、避難した親族が同居するようになって家族構成が変わり、同居者間で不和が生じて離婚に至るという相談、介護や家事の負担が増しているという相談、また家の解体・修繕などの支出を見込んで高齢の親族の財産管理の方法に関する相談などが寄せられた。高齢の家族について避難後に認知症が進んだためという事例も見られた。家の修理か解体再築等を巡り家族間で意見が異なることによる悩みの相談も見られた。

15 相続に関する相談

相続	
相続手続に関する相談	33.3%
相続登記未了不動産に関する相談	59.8%
親族が行方不明の場合に関する相談	1.2%
その他	5.3%
<分類不能>	0.3%
	合計小類型数 321



相続登記未了不動産の公費解体に際して、原則として共有者全員の同意が求められることに関連した相談が、著しく多数である。誓約書方式、財産性を喪失している全壊家屋など全共有者の同意を要しない例外事案が国から示されても、解体の主体となる市町では財産権侵害を懸念して、権利者全員の同意を要件とする運用を継続していること多く、半年以上経過してもこの種の相談は衰えず、相談全体の中での割合がむしろ高まっている（公的支援制度に関する相談の小類型・月次推移参照）。

財産の被害に関連し、また建物倒壊の危険除去や損害賠償の義務が予想されることにも関連し、相続人の範囲や相続財産、相続放棄、遺産分割協議の方法等、相続手続きに関する相談が多数寄せられた。

2024年（令和6年）4月から施行された改正法による相続登記の義務化に言及し、一層の懸念を表明する相談も多い。

相続人間の具体的な紛争における対応等の、相続手続に止まらない詳細な相談は、「その他」と分類している。

父親が被災し、避難所にて体調が悪化し、病院に救急搬送後死亡した。相続人は、相談者と弟の2名。父親が生活していた土地建物、山、父親とそのきょうだいが共有していた田んぼ、預貯金がある。債務は不明。4月に相続登記が義務化されることに伴い、何をすればよいか知りたい。(2024年2月)

能登の震災を契機として、父が怪我をして、2月に入院先で亡くなった。相続放棄をしようとしたが、既に父の通帳の解約等をしている。この場合、相続放棄をすることができるか。(2024年3月)

自宅が半壊となり公費解体も検討したが、亡父の債権者3名の抵当権が設定されており、同意を得るのが難しそうなため、応急修理制度や被災者生活再建支援金を利用し、引き続き居住する方向で考えている。将来自分と妻が亡くなった際、子らはそれぞれ別の家があり、相続放棄をすると話しているが、空き家の管理義務を負うのか。(2024年4月)

震災後に母が亡くなり、使わない土地ばかりなので相続放棄をしたいと考えている。もっとも、母の逝去後、実家の建物について自分の名義で公費解体の申立をしてしまった。問題はないか。(2024年5月)

奥能登に旧義実家（30年前まで居住、その後は空き家）があり、不便なので現地にも行けているが、全壊らしいと聞いている。その旧義実家について、隣家から何とかしてほしいと言われており、どうすればよいか。登記を調べたところ、80年前に登記されているのが最後の登記となっているが、その名義人については身内は誰も記憶がない。(2024年8月)

地震で被災した一人暮らしのおばが亡くなった。今判明している相続人は私含め二人であるが、他県にも複数の相続人がいるらしい。相続財産としては、おばの自宅（建物は私が手配をして公費解体は完了）と、私が保管している通帳類がある。私と判明している相続人は一緒に相続放棄の手続をした。私が通帳類を保管しているが、他の相続人に渡してしまった。私が今住んでいるのは仮設住宅だし、またいつ震災や洪水などで失くしてしまうかもと思うと不安だ。相続人が見つかるまで、ずっと通帳類を預かっておかないといけないのか。(2024年10月)

亡くなった父名義の実家は半壊認定を受けており、公費解体の対象であるが、相続人の一人である姉の配偶者が公費解体に同意してくれない。亡くなった父名義の貯金が存在するので、姉の配偶者に分割協議を申し入れたが、協議自体を拒絶された。(2024年12月)

16 刑事関係に関する相談

この類型の相談は少ないが、避難所における性被害、その後の加害者側との紛争に関する相談があった。また地震直後、川の近くから100人ほどの避難のために、鍵のかかっていた公共施設の防災センターのガラスを石で割って逃げ込んだという器物損壊事例に関する相談があった。

17 外国人特有の相談

本無料相談は日本語の対応であるためか、外国籍の方の相談は判明する限りでもわずかで、在留手続等の特有の相談は寄せられていない。

18 税金に関する相談

雑損控除、不動産の処分や親族間等の資金の援助に関して贈与税、解体後の更地について固定資産税等の相談が多く寄せられている。被災による税の減免制度を尋ねる相談も寄せられている。

相談者は東京都に居住している。奥能登に元実家の家屋を所有しており、半壊となった（罹災証明書取得済み）。元実家は空き家であり、誰も住んでいない。雑損控除が使えるのか相談したい。（2024年2月）

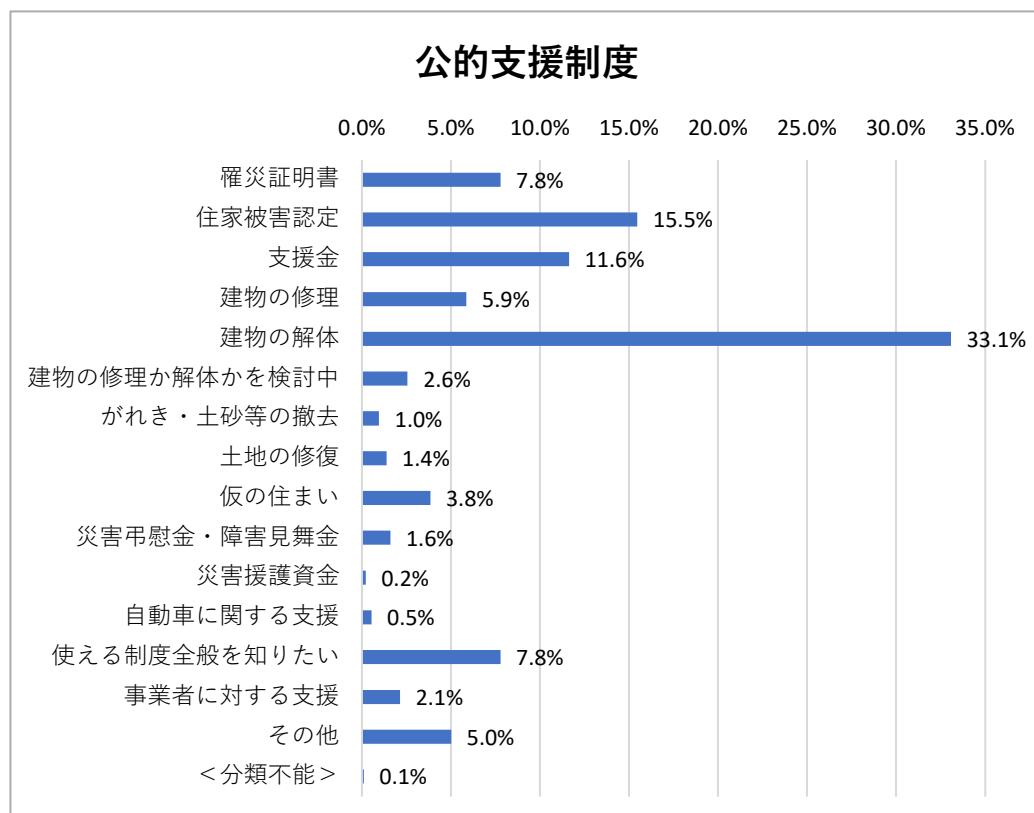
輪島市の両親所有の実家で被災したが、自宅は準半壊。今後は、地震保険を利用して、別の土地での不動産取得を検討しているが、両親から地震保険で受領した金員を相談者が受領して不動産を取得した場合、贈与税が課税されるか。（2024年3月）

両親の家が全壊した。再建のために資金を贈与したら税金はかかるか。（2024年2月）

建築代金につき、発注者が相談者と娘婿になっているところ、双方負担の代金について、どちらかの口座から一括して支払って貰いたい旨の依頼を受けた。いったん、いずれかの口座に入金した段階で贈与とみなされないか。（2024年9月）

19 公的支援制度に関する相談

公的支援制度	
罹災証明書	7.8%
住家被害認定	15.5%
支援金	11.6%
建物の修理	5.9%
建物の解体	33.1%
建物の修理か解体かを検討中	2.6%
がれき・土砂等の撤去	1.0%
土地の修復	1.4%
仮の住まい	3.8%
災害弔慰金・障害見舞金	1.6%
災害援護資金	0.2%
自動車に関する支援	0.5%
使える制度全般を知りたい	7.8%
事業者に対する支援	2.1%
その他	5.0%
<分類不能>	0.1%
合計小類型数	
	937



19-1 罹災証明書

罹災証明を受ける資格となる住民・住家性の要件について、住民票上の住所は別だが居住していた、空き家だが管理に通っていた、別荘で毎週末生活していた等の相談が複数寄せられた。なお、住家被害認定については、次の小類型に分類している。

市の罹災証明の2次調査の期限が3か月以内となっており、受け付けてくれないが、おかしいのではないか。 (2024年7月)

能登地方の町に母名義の家があった。母の介護のためにその家に同居することになったが、当時は一時的なものと考え住民票を移さなかった。今般の地震で母名義の家は半壊し、解体を行ったので被災者生活再建支援金の基礎支援金を母が受給した。同じ敷地の上に子の私の名義で家を再建しようとしたところ（母名義ではローンがおりなかったため）、加算支援金については母と別世帯であるから受給できないと町の担当者に言われた。住民票はなかったが、生活実態としては同居し生計も一緒だったので納得できない。どうしたらよいか。 (2024年7月)

地震の前年に能登地方に中古住宅を買い求めて、修理をしている最中に発災した。半壊の認定で、これから解体。住民票がなかったので、罹災証明は非住家となっていて、支援金も出ない。週3日くらいは滞在して修理していたので、少しは支援金が出ないか。 (2024年9月)

19-2 住家被害認定

地盤液状化の被害を受けている地域では、被害認定に納得できないという相談が多数寄せられた。敷地に地割れがあっても、程度が軽く評価されているという相談も多い。被害認定調査における問題に関しては、日弁連主催・金沢弁護士会共催の2024年（令和6年）10月8日開催シンポジウム「能登半島地震 二人三脚の復興を目指す～罹災証明問題を考える～」において、多角的に取り上げられた。

1次調査が知らないうちに行われたが、ちゃんと被害状況を見てもらえているか不安である。外観はそこまでの被害はないように見えるが、雨漏り、ドアの破損、室内の壁の亀裂など、室内はひどい状況になっている。罹災証明書の被害認定に納得がいかない場合、どうしたらよいか。 (2024年2月)

木造の自宅建物と鉄骨造の店舗が接して建っており、内部は繋がっている。鉄骨の方の被害はほとんどないが、木造の自宅の被害は大きかった。全体として一部損壊になったが、木造建物の損壊の実態に合わない。 (2024年3月)

市から支援金をもらったら再調査できないと言われたが、そうなのか。一部損壊と認定され、市から「写真を見る限り再調査をしても無駄」と言われ、諦めて支援金を申請したが、畳をめくつてみると被害が大きいことがわかった。 (2024年3月)

被害認定が1次調査も2次調査も一部損壊。傾きがひどくて襖も開閉できないし、地盤が液状化しているのに、おかしくないか。一部損壊では支援金等も限られていて、住宅再建が難しい。
(2024年6月)

自宅が準半壊と認定されたが、2階部分の損傷が著しく、1階も床の傾きや歪みがひどく、居住できる状態ではない。3回目の調査でも結果は変わらず、市の決めた上限に達している。合計の点数は19点で、2階は対象外、床の真ん中が歪んでいても考慮されないとされている。
(2024年8月)

19-3 支援金その他の金銭的支援

準半壊の認定を受けた。生活保護受給中で、家電の多くが壊れて生活しづらい状況になっている。義捐金が40万円ほど入るという連絡があり、市からは義援金を収入認定するかどうか協議していると言われている。収入認定されるとしたらおかしいのではないか。
(2024年8月)

19-4 建物の修理

準半壊の認定を受けた建物について、お風呂場のタイルの修繕工事につき、応急修理制度を利用しようと思っている。ただ、担当者からは、全ての修理でお金が支給されるわけではないと説明を受けている。今回の件でお金が支給されないことがあるのか。
(2024年9月)

自宅の修理費を業者に直接払ってしまってよいか。
(2024年11月)

19-5 建物の解体

公費解体の申請に際し、相続未登記建物の共同相続人の同意に関する相談がとりわけ多く寄せられた。その他、倒壊家屋による隣家への被害等の相隣関係が広く問題になっていることから、他人所有の建物についても、親族、地域コミュニティ等から公費解体を望む相談が寄せられた。被災地以外からの相談で、自治体から公費解体申請を求められたが、これに応じて不利益はないかという相談も少數あった。

相続人全員相続放棄した建物の、公費解体の申立て方法を聞きたい。
(2024年4月)

建物の共有者になっている弟が精神病院に入院しており、解体の同意をしてくれない。
(2024年7月)

自宅隣接の納屋について公費解体を申請。名義がひいおじいさんのまで、相続人は100人近くかもしれない。市は、誓約書などの代替方式は認めないと言っている。隣家の納屋と近く、倒壊の危険性もある。
(2024年7月)

公費解体を申請したいが、4世代前の相続未登記建物で、司法書士に依頼中だが相続人全員はきっと探し当てられない。建物は全壊と大規模半壊だが、市の対応が硬直的で、宣誓書方式は絶対に認めないとと言われている。市への交渉を諦めて、市に案内された所有者不明建物土地管理人の制度を申し込みしたい。費用がかかっても自費解体するよりはいいので、申込方法を知りたい。（2024年9月）

関西地方に居住している。奥能登の実家が全壊となり、公費解体をしたいが、体調が悪くて、現地に行けない。弁護士に法テラスを使って公費解体の代理申請をしてもらいたい。（2024年10月）

19-6 建物の修理か解体かを検討中

「我が家は解体せずに直して住むことが可能なのか。直すとしてどれくらい時間がかかるか。支援制度はあるか。」といった相談は、非常に多くの被災者の抱えている相談であり、情報が得られなければ、住まいや生活の再建ができず前へ進めない。このような相談に対してはワンストップ型、アウトリーチ型の相談支援が非常に有意義である。現地に戸別訪問し、建築士が修理可能性や修理にかかる費用の助言をした後であると、弁護士は利用できる支援制度の説明が具体的にできる。

自宅が中規模半壊と認定された。修理する場合には70万円ほど支援が受けられると聞いたが、修理代金がそれを上回る場合や、建替えをする場合に利用できる制度を知りたい。（2024年3月）

19-7 がれき・土砂の撤去

9月21日の大雨で、避難して留守にしていた自宅の裏の山が崩れて、敷地に土砂が流れ込んだ。この撤去は誰にどこに言えばいいのか。裏は、国民宿舎の敷地や畠や道などがあって、どこが崩れてどこから来た土砂とも特定できない。ようやく土砂が乾いてきたので、一部をスコップで撤去したが、まだ大量にある。（2024年10月）

19-8 土地の修復

地割れ、斜面崩落等の土地の被害については、修復に莫大な費用がかかり、何か支援はないかとの土地所有者からの相談が多い。従来は自治体のがけ崩れ防止対策補助制度があったが、2024年（令和6年）6月頃から対象の自治体で、被災宅地等復旧支援事業（富山県では宅地液状化等復旧支援制度）が開始した。これにより宅地・法面・擁壁等の復旧、崩土の除去、液状化再発防止の地盤改良等の対象工事費について約3分の2、上限766.6万円の補助金が設けられた。

傾斜した住宅の基礎の復旧、宅地耐震化工事にも、補助金が出るようになった。この新制度について尋ねる相談も寄せられている。

現在身を寄せている娘の家の車庫が地割れで傾いているので、建て直すための支援制度があるか知りたい。 (2024年1月)
自宅横の水路が崩落したが誰が修繕すべきなのか。自宅の庭の地割れについて公的支援は受けられるか。 (2024年1月)
自宅は全壊認定を受けており、敷地の擁壁がずれて土地が沈んでいる。県の被災宅地等復旧支援事業（補助）の適用を受けたいが、市の担当課に聞いてもよく分からぬということでどうすればよいか。 (2024年6月)
能登地方の町に所有する山林の一部が地震で崩落した。山林の隣に民家があるが、山林が先にあって後から民家が建てられたとしても、山林の崩落で民家に被害が生じた場合には責任を負うのか。山崩れの防止工事に300万円近い見積りが出ているが、同町では補助の上限が50万円と言われているため、何か使える制度がないか。 (2024年8月)

19-9 仮の住まい

仮設住宅（建設型）に入居したいがなかなか入居できないとの訴えがあり、また避難前の世帯や住家被害認定の要件から仮設住宅（借り上げ含む）に入居できないといった相談が主に寄せられた。仮設住宅の入居期限については、水道等ライフラインが復旧しない間の要件で入居した世帯や発災前に賃貸住宅に居住していた世帯について、早期に期限が到来する問題があり、これに関連する相談も寄せられた。

隣地の敷地が崩れ、自宅敷地への流入の危険がある。今いる避難所以外で生活したいが、自宅は避難指示が出ており、町からは、「戻って被害に遭っても責任は取れない、来週以降隣家の工事が始まる予定なので危険がなくなるか様子を見てほしい、家は倒壊等していないのでみなし仮設住宅利用の余地はない」と言われた。知人に身を寄せられないか頼んだが、どこも手狭で世話をなれない。直近の住まい確保には家賃の持ち出ししかないのか。 (2024年1月)
地震当時、自分たち夫婦と夫の両親と4人で1世帯であった。夫の両親が仮設住宅に入った。私と夫は仕事の都合で隣県に引っ越し、賃貸住宅を借りた。夫の父が世帯主になっており、そちらで仮設に入ったので、私たちはみなし仮設を使えないと言われ困っている。 (2024年3月)
住んでいた公営住宅が断水となつたため、みなし仮設住宅で生活しているが、6月に水道が通り、8月に公営住宅に戻るように県から言われた。確かにライフラインが戻れば自宅に戻るという誓約書を書いたが、高齢で自宅の片付けもできておらず、そんなに簡単には戻れない。その後豪雨で公営住宅周辺の道が通れなくなつてからは、何も言われていない。 (2024年10月)
家は半壊。裏山が地滑りが起きそうで、再築許可が出ないのではないか。仮設住宅に申し込みをしているが、結果がまだ出ない。どうすればよいか。 (2024年11月)

19-10 災害弔慰金・障害見舞金

母が感染症による肺炎で亡くなった。被災後、液状化で下水が溢れたりしている状況だったので、そのせいではないかと思う。被災して1か月後くらいから体調がみるみる悪くなり、3月に入院したが、4月に亡くなった。持病は特になかった。弔慰金は出るのか。 (2024年4月)

父が地震の1か月後に亡くなった。父は地震の前から、寝たきりであったが、地震によって避難所に避難し、避難所で体調が悪化して、肺炎になってしまい、肺炎で亡くなった。これに対する補償は何かないか。 (2024年6月)

90代の母が能登で被災し、被災後しばらく避難所で生活していた。避難所から加賀地方の親族宅まで引き上げる過程で車で3時間程度かかった。親族宅に到着したのち、足が全く動かなくなってしまい、要介護4の認定を受けた。現在も歩けない状態である。災害障害見舞金はもらえないか。市に問い合わせたが、これでは支給対象ではないと言われた。 (2024年12月)

19-11 災害援護資金

災害援護資金貸付に関する相談は少ないが、これを申請して総所得が基準額を超えて却下されたという相談があった。

19-12 自動車に対する支援

当初は車両への支援制度は乏しかったが、2024年（令和6年）5月末頃から受付開始をした石川県地域福祉推進臨時特例給付金の一部として、地震によって廃車にした自動車に対する給付金の制度ができ、これに関する相談が寄せられた。その申請要件である廃車証明に関連した相談については、所有自動車・船舶等に関する相談の項で触れた。

建物の倒壊に巻き込まれて車が損壊した。行政からの援助はないのか。 (2024年1月)

自動車が壊れた人に支援金50万円出るらしいと聞いたが本当か。いつ頃出るか。 (2024年2月)

19-13 使える制度全般を知りたい

本集計上は1月から3月など初期に多い相談類型であり、以後は減少しているが、自ら相談を利用できない方にこそかかる相談ニーズがあると思われる。「奥能登訪問調査報告書」（中山泰誠弁護士・令和6年9月）によれば、基本的な支援制度を知らない方、知っていてもよく分からぬ方もあり、相談会ニーズがあるとされる。

19-14 事業者に対する支援

この相談類型にあたる相談はそれほど多くはない。各自治体の広報等から、事業者に対する支援の相談先があり、事業者団体を通じて周知されているためかと推測される。内容としては、住家被害との比較からか、店舗や事業所に対する支援はないのかという形での相談が複数寄せられた。

林業をしている。作業所や木材が損壊した。補助制度や方法を知りたい。 (2024年1月)

地震により、私の所有する3階建てビルが、隣の店舗建物に傾いてしまった。隣の店舗所有者から、「断水が復旧したらすぐに営業を再開したいが、このままでは営業できない、傾いたビルをどうにかしてほしい」と言われている。役所に公費解体を相談したら、約半年はかかると言われた。そこで、隣の店舗所有者に、事業継続に関するサポートを案内して安心してもらえればと思うが、何かあるか。 (2024年1月)

スーパーを経営しており、事業承継に取り組んでいたが、地震で被災し、店舗は全焼した。(1)店舗被害については、義援金など、直接の金銭的な支援の仕組みはないのか。融資+補助金（補助率70%など）といった形で、再建を目指すということになるか。(2)事業承継途上で被災したが、今後の事業承継の道筋をどう考えればよいか。 (2024年4月)

店舗の修繕を行いたいが、なりわい支援補助金（石川県）が使えるか。店舗は「スナック」の名称がついている（風俗営業は対象外）だが、実態は通常の飲食店である。 (2024年8月)

20 復興事業に関する相談

現段階では、土地区画整理、防災集団移転等の復興事業に関する相談は、ほとんど寄せられていない。